

# ○運転免許事務取扱規程

平成元年 12 月 21 日

本部訓令第 26 号

〔沿革〕 平成 2 年 9 月本部訓令第 27 号、4 年 10 月第 30 号、5 年 4 月第 8 号、8 年 8 月第 16 号、10 年 8 月第 12 号、11 年 10 月第 16 号、13 年 3 月第 4 号、14 年 3 月第 2 号、第 5 号、第 6 号、7 月第 10 号、16 年 4 月第 10 号、12 月第 19 号、17 年 3 月第 2 号、18 年 12 月第 37 号、19 年 6 月第 14 号、第 18 号、21 年 3 月第 9 号、5 月第 13 号、24 年 3 月第 7 号、7 月第 12 号、25 年 8 月第 11 号、26 年 5 月第 13 号、27 年 3 月第 10 号、27 年 3 月第 9 号、9 月第 15 号、12 月第 22 号、28 年 3 月第 9 号、29 年 2 月第 4 号、令和元年 11 月第 12 号、3 年 3 月第 12 号、4 年 5 月第 11 号、6 年 12 月第 31 号、8 年 1 月第 1 号  
改正

運転免許事務取扱規程を次のように定める。

運転免許事務取扱規程

目次

## 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条の 2）

## 第 2 章 免許

第 1 節 免許等の申請等（第 3 条・第 4 条）

第 2 節 免許試験等（第 5 条—第 12 条）

第 3 節 免許証等（第 13 条—第 20 条）

## 第 3 章 免許の拒否等（第 21 条—第 25 条）

## 第 4 章 免許の取消し等（第 26 条—第 41 条の 4）

### 第 4 章の 2 運転経歴証明書（第 42 条—第 42 条の 4）

## 第 5 章 処分の期間の短縮（第 43 条）

## 第 6 章 聴聞及び意見の聴取（第 44 条）

## 第 7 章 照会等（第 45 条—第 48 条）

## 第 8 章 国際免許証及び国外免許証

第 1 節 国際免許証（第 49 条）

第 2 節 国外免許証（第 50 条—第 52 条）

## 第 9 章 講習（第 53 条）

## 第 10 章 運転適性検査及び安全運転相談（第 54 条・第 55 条）

## 第 11 章 雑則（第 56 条—第 58 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

**第2条** 免許に関する事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(免許証の保管)

**第2条の2** 免許に関する事務の取扱いに関し、運転免許証（規則別記様式第14。以下「免許証」という。）の保管の必要が生じた場合は、堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有する保管の設備に確実に施錠して保管するものとする。

(個人番号カードの取扱い)

**第2条の3** 免許に関する事務の取扱いに関し、申請者、届出者等（以下「申請者等」という。）から個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を受けた場合は、対面による事務の取扱いを原則とし、個人番号カードの保管は行わないものとする。

## 第2章 免許

### 第1節 免許等の申請等

(申請等の受理)

**第3条** 交通部運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、免許の申請を受理したときは、運転免許申請書（規則別記様式第12）（質問票（規則別記様式第12の2）の交付を受けた者にあつては、当該運転免許申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）及びこれに添付等された書類の記載内容並びに当該免許を受けようとする者の受験資格及び欠格事由について審査するものとする。

2 試験場長は、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において教習を受ける者（以下「教習生」という。）で、当該教習所において行う仮運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）を受験しようとするものからの申請を教習所から受理したときは、交通部長が定める様式の運転免許申請書（仮免許用）（質問票の交付を受けた者にあつては、当該運転免許申請書（仮免許用）及び必要な事項を記載した当該質問票）の記載内容について審査するものとする。

3 試験場長は、法第89条第3項に規定する検査（以下「技能検査」という。）の受検の申請を受理したときは、技能検査申請書（規則別記様式第13）及びこれに添付等された書類の記載内容並びに当該技能検査を受けようとする者の受検資格及び欠格事由について審査するものとする。

4 試験場長は、再試験の受験の申請を受理したときは、再試験受験申込書（規則別記様式第17の7）及びこれに添付等された書類の記載内容並びに再試験を受けようとする者の受験資格について審査するものとする。

(受験（登録）票等の交付)

**第4条** 試験場長及び署長（以下「試験場長等」という。）は、前条第1項の規定による審査の結果、申請者が運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受験することに支障がない

と認めるときは、交通部長が定める様式の運転免許申請（届出）簿（以下「申請（届出）簿」という。）に登載（試験場長が申請を受理し、警察共通基盤システムによる運転者管理等業務（警察共通基盤システム（警察庁が整備する共通プログラム等及びそれらが動作する物理サーバ等、各業務プログラム等並びにこれらと接続する警察庁又は都道府県警察が整備する情報システムをいう。）を利用して行う情報の利用及び管理に係る業務であって、免許等に関するデータの登録、通報等を行うものをいう。以下「運転者管理システム」という。）に登録するものを除く。）をし、交通部長が定める様式の受験（登録）票及び交通部長が定める様式の電算入力票を作成の上、運転免許申請書とともに、申請者に交付するものとする。

- 2 試験場長は、前条第2項の規定による審査の結果、申請者が仮免許試験を受験することに支障がないと認めるときは、交通部長が定める様式の仮運転免許試験受験票（以下「仮免許受験票」という。）を作成の上、運転免許申請書（仮免許用）とともに、申請者に交付するものとする。
- 3 試験場長は、前条第3項の規定による審査の結果、申請者が技能検査を受検することに支障がないと認めるときは、受験（登録）票及び電算入力票を作成の上、申請者に交付するものとする。
- 4 試験場長は、前条第4項の規定による審査の結果、申請者が再試験の受験をすることに支障がないと認めるときは、再試験受験申込書に再受験に必要な事項を記載するものとする。

## 第2節 免許試験等

（免許試験等）

**第5条** 試験場長等は、別に定めるところにより、免許試験を実施するものとする。

- 2 試験場長は、別に定めるところにより、技能検査を実施するものとする。
- 3 試験場長は、別に定めるところにより、再試験を実施するものとする。
- 4 試験場長は、運転者管理システムから再試験の受験対象者の通報を受けたときは、再試験の受験対象者に対して、再試験通知書（規則別記様式第17の6の2）により再試験を行う旨を通知するものとする。

（免許試験等の停止等）

**第6条** 試験場長等（再試験については試験場長に限る。）は、不正の手段によって免許試験又は再試験を受け、又は受けようとした者に対しては、当該免許試験又は再試験を停止するものとする。

- 2 署長は、免許試験を停止したとき又は免許試験に合格した者が不正の手段によって当該免許試験を受けたものであることを知ったときは、直ちに試験場長に通報するものとする。
- 3 試験場長は、免許試験に合格した者が不正の手段によって当該免許試験を受けた者であることを自ら知り、又は前項の通報を受け、免許試験の合格の決定を取り消す必要があると認めるときは運転免許試験合格決定取消通知書（細則様式第38号）により、期間を定めて免許試験を受けることができないとする必要があると認めるときは運転免許試験受験停止通知書（細則様式第39号）によりそれぞれその者に通知するものとする。
- 4 試験場長は、前項の規定により通知したときは、その内容を交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）に通報するものとする。

5 試験場長は、再試験に合格した者が不正の手段によって当該再試験を受けた者であることを知り、再試験の合格の決定を取り消す必要があると認めるときは、交通部長が定める様式の再試験合格決定取消通知書によりその者に通知するものとする。

6 試験場長は、前項の規定により通知したときは、その内容を免許課長に通報するものとする。

(合格決定取消者等の登録)

**第7条** 免許課長は、前条第4項又は第6項の規定により試験場長から通報を受けたときは、免許試験又は再試験の合格を取り消された者及び期間を定めて免許試験を受けることができないとされた者について、運転者管理システムに対し登録を行うものとする。

(合格者の登録)

**第8条** 免許課長は、試験場長等から免許試験に合格した者として通報を受けたときは、運転者管理システムに対し登録を行うものとする。

2 試験場長は、再試験に合格した者について、運転者管理システムに対し登録を行うものとする。

(限定解除審査等)

**第9条** 試験場長等は、法第91条の規定により免許に付された条件（以下「免許条件」という。）のうち、運転することができる自動車等の種類の限定をされた者から、その全部又は一部の解除を受けるための審査（以下「限定解除審査」という。）の申請を受理したときは、交通部長が定める様式の限定解除審査手数料事務処理票に登載の上、別に定めるところにより審査を行うものとする。ただし、限定解除審査のうち、署長が行うことが困難な内容のものについては、試験場長が行うものとする。

2 試験場長等は、免許条件のうち、自動車等を運転するについて必要な条件を付された者から、その解除又は変更を受けるための審査（以下「条件解除審査」という。）の申請を受理したときは、条件解除（変更）審査申請書（細則様式第32号）に記載されている内容を免許証の記載事項又は免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）の記録事項と照合し、申請（届出）簿に登載の上、別に定めるところにより審査を行うものとする。ただし、条件解除審査のうち、署長が行うことが困難な内容のものについては、試験場長が行うものとする。

3 試験場長等は、限定解除審査又は条件解除審査（以下「限定解除審査等」という。）を行った結果、限定解除審査等の申請者が当該限定解除審査等に合格したときは、運転者管理システムに対し登録するとともに、当該申請者の免許証及び免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）のうち、免許証にあつてはその旨の記載（法第93条の2の規定による記録がなされている免許証にあつては、同条の規定による記録を含む。次条第3項、第9条の3第3項、第14条第1項及び第16条第3項において同じ。）を、免許情報記録個人番号カードにあつてはその旨の記録を行うものとする。この場合において、署長は、限定解除審査等の結果を記載した限定解除審査申請書（規則別記様式第13の5）の写し又は条件解除（変更）審査申請書の写しを試験場長を経由して免許課長に送付するものとする。

(申請による免許の条件の付与等)

**第9条の2** 免許課長及び署長（以下「免許課長等」という。）は、法第91条の2第1項の規定による申請による免許の条件の付与又は変更（以下「申請条件付与等」という。）の申請

を受理したときは、運転免許条件申請書（規則別記様式第 13 の 6）に記載されている内容を免許証の記載事項又は免許情報記録個人番号カードの記録事項と照合し、申請（届出）簿に登載の上、必要な審査を行うものとする。この場合において、当該申請に係る条件を付与し、又は変更することが適当であると認めるときは、運転者管理システムに対し登録するとともに、当該条件を付与し、又は変更するものとする。

- 2 前項後段の規定により申請に係る条件を付与する場合において、当該申請者が、普通免許の上位免許（法第 71 条の 5 第 2 項に規定する上位免許をいう。以下同じ。）を有する者であるときは、普通免許の上位免許を第 41 条の 3 の規定に準じて取り消した上で、当該条件を付与するものとする。
- 3 免許課長等は、前 2 項の規定により申請条件付与等をしたときは、当該申請者の免許証等にその旨の記載又は記録を行うものとする。この場合において、署長は、運転免許条件申請書を免許課長に送付するものとする。

**第 9 条の 3** 前条第 1 項の規定にかかわらず、法第 91 条の 2 第 1 項の規定による申請による免許の条件の変更（以下「申請条件変更」という。）に係る申請のうち、その審査を免許課長等が行うことが困難な内容のものについては、試験場長が受理するものとする。

- 2 試験場長は、前項の規定により申請条件変更に係る申請を受理したときは、限定解除審査手数料事務処理票に登載の上、別に定めるところにより審査を行うものとする。
- 3 試験場長は、前項の審査を行った結果、当該申請者が審査に合格したときは、運転者管理システムに対し登録するとともに、当該申請に係る条件を変更し、当該申請者の免許証等にその旨の記載又は記録を行うものとする。

（緊急自動車の運転資格審査）

**第 10 条** 試験場長等は、緊急自動車の運転資格の審査（以下「運転資格審査」という。）を受けようとする者の使用者から申請を受理したときは、緊急自動車運転資格審査申請書（細則様式第 33 号）の記載内容及び運転資格審査を受けようとする者の受験資格について審査の上、当該運転資格審査の日時及び場所を指定するものとする。

- 2 試験場長は、前項の運転資格審査に合格した者を免許課長に通報するものとする。  
（緊急自動車教習実施者の指定）

**第 11 条** 試験場長は、消防機関の長（消防団にあつては、市町長。以下同じ。）から緊急自動車教習実施者の指定に係る申請を受理するときは、交通部長が定める様式の緊急自動車教習実施者指定申請書及び次に掲げる運転資格審査に係る内容の教習計画書を提出させるものとする。

- (1) 教習の科目、時間、場所及び方法
- (2) 教習担当職員の職名、氏名及び運転免許経歴
- (3) 評定を行う場所
- (4) 評定担当職員の職名、氏名及び運転免許経歴
- (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

- 2 試験場長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、交通部長が定める様式の緊急自動車教習実施者指定書により指定するものとする。

- 3 試験場長は、消防機関の長に、教習終了後、教習を受けた者の運転技能について前条第1項に規定する運転資格審査に準じた方法による評定を行わせるとともに、評定を受けた者全員の評定結果を記載した交通部長が定める様式の緊急自動車教習実施結果通知書及び評定合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書を提出させるものとする。
- 4 試験場長は、前項の規定により消防機関の長から提出された緊急自動車教習実施結果通知書及び緊急自動車運転資格審査申請書に基づき書面審査を行い、その合否を決定するとともに、当該運転資格審査に合格した者を免許課長に通報するものとする。

(緊急自動車の運転資格の免許証等への記載又は記録)

**第12条** 免許課長は、第10条第2項又は前条第4項の規定により試験場長から運転資格審査の合格者の通報を受けたときは、当該合格者の免許証等に運転資格審査の合格者である旨の記載又は記録（以下「合格者の記載等」という。）をするものとする。

- 2 免許課長等は、前項の規定により合格者の記載等をされた者が免許証又は免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ）の有効期間の更新（以下「免許更新」という。）をし、又は紛失その他の理由により再交付及び特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録を受けた場合において、その者から当該更新をし、又は再交付及び特定免許情報の記録を受けた免許証等（以下「更新等免許証等」という。）に合格者の記載等を必要とする旨の申出を受けたときは、その者の使用者を通じて、交通部長が定める様式の緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、その事実を確認した上で、更新等免許証等に合格者の記載等をするものとする。
- 3 免許課長等は、過去に免許を受けていたことにより運転資格審査を要せず緊急自動車を緊急用務のために運転できる者から、現に受けている免許証等に合格者の記載等を必要とする旨の申出を受けたときは、その者の使用者を通じて、緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、その事実を確認した上で、当該免許証等に合格者の記載等をするものとする。

### 第3節 免許証等

(免許証等の交付)

- 第13条** 試験場長は、免許試験に合格した者について、交通部長が定める様式の運転免許証交付等手数料納付書を作成した上で、同納付書及び受験（登録）票により免許証の作成、特定免許情報の記録及び免許情報記録の書換えをするものとし、仮免許試験に合格した者については、仮免許受験票により仮運転免許証（規則別記様式第15。以下「仮免許証」という。）を作成するものとする。ただし、教習所において行う仮免許試験に合格した者については、仮免許試験の結果を証明する書類、修了証明書（規則別記様式第19の6）及び交通部長が定める様式の仮運転免許証交付手数料事務処理簿により仮免許証を作成するものとする。
- 2 試験場長は、免許試験に合格した者に免許証の交付、特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換え（以下「免許証等の交付等」という。）をしようとするときは、交通部長が定める様式の運転免許手数料事務処理票（以下「事務処理票」という。）に登載し、当該免許試験に合格した日に免許証等の交付等をするとともに、運転免許証交付等手数料納付書に当該免許試験に合格した者の署名等を徴するものとする。ただし、免許試験に合格した者が、兵庫県自動車運転免許試験場及び但馬運転免許センター以外の場所（署長が自ら免許試験を行う場所を除く。）において受験した者であるときは、免許証等の交付等を行う日を指定して免許証等の交付等をするものとする。

- 3 試験場長は、仮免許試験に合格した者に仮免許証を交付しようとするときは、前項の規定に準じて処理するものとし、当該仮免許試験に合格した日に交付するものとする。ただし、教習所において行う仮免許試験に合格した者については、仮運転免許証交付手数料事務処理簿により一括して処理するものとする。
- 4 署長は、自ら行った免許試験に合格した者に免許証を交付しようとするときは、免許証の交付を行う予定日を指定するとともに、作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に受験（登録）票及び申請用写真を添付し、試験場長に送付するものとする。
- 5 試験場長は、前項の規定により事務処理票の送付を受けたときは、第1項の規定により免許証を作成し、送付（交付）用の事務処理票により免許試験を行った署長に送付するものとする。
- 6 署長は、前項の規定により事務処理票の送付を受けたときは、送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、申請者に免許証の交付をするものとする。ただし、第21条第1号の規定により免許課長から通報があった者に対しては、免許証の交付をしないものとする。
- 7 試験場長等は、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、原動機付自転車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許試験に合格した者（令第33条の6に定める者を除く。）に免許証等の交付等しようとするときは、法第108条の2第1項第4号から第8号までに規定する講習を終了したことを証する講習終了証明書（規則別記様式第22の10の2から別記様式第22の10の6の2まで）を提示させて受講の事実を確認した上、免許証等の交付等をするものとする。

（記載事項等の変更）

**第14条** 免許課長等は、免許証の記載事項又は免許情報記録の記録事項の変更の届出を受理したときは、運転免許証記載事項変更届（規則別記様式第16）に記載されている内容を住民票の写しその他の添付書類により確認し、申請（届出）簿に登載（免許課長が届出を受理し、かつ、運転者管理システムに登録するものを除く。第20条第1項において同じ。）した上で、運転者管理システムに対し登録するとともに、届出者の免許証等に変更に係る事項の記載及び記録を行うものとする。この場合において、署長は、当該運転免許証記載事項変更届を免許課長に送付するものとする。

- 2 試験場長等は、仮免許証の記載事項の変更の届出を受理したときは、前項の規定に準じて運転免許証記載事項変更届の記載事項の確認及び申請（届出）簿への登載をするとともに、届出者の仮免許証に変更に係る事項の記載を行うものとする。この場合において、署長は、当該運転免許証記載事項変更届を試験場長に送付するものとする。

（免許証等の再交付）

**第15条** 免許課長は、免許証の再交付の申請を受理したときは、運転免許証再交付申請書（規則別記様式第17。以下「再交付申請書」という。）に記載されている内容を当該申請に係る免許証（当該免許証を亡失し、又は滅失した場合は、添付書類）により確認し、運転者管理システムに登録された申請者の免許情報により、再交付の申請日に免許証の作成及び交付をするものとする。この場合において、交通部長が定める様式を受領書に署名等を徴した上、免許証の交付又は免許情報記録の書換えをするものとする。

- 2 試験場長は、仮免許証の再交付の申請を受理したときは、前項の規定に準じて再交付申請書の記載内容の確認をするとともに、事務処理票へ登載し、仮免許受験票及び当該申請書により仮免許証を作成し、再交付の申請日に署名等を徴した上申請者に交付するものとする。
- 3 署長は、免許証の再交付の申請を受理したときは、第1項の規定に準じて再交付申請書の記載内容の確認をするとともに、事務処理票へ登載し、申請者に交付予定日を指定するものとする。この場合において、作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に再交付申請書の写し及び申請用写真を添付して免許課長に送付するものとする。ただし、細則別表第4に掲げる署長は、申請用写真を撮影装置により免許課長に送信するものとする。
- 4 免許課長は、前項の規定により再交付申請書の写しその他の関係書類の送付を受けたときは、第1項の規定により免許証を作成し、送付（交付）用の事務処理票により当該再交付申請を受理した署長に送付するものとする。
- 5 署長は、前項の規定により免許証の送付を受けたときは、申請者が現に有する免許証と引換え（免許証を亡失し、又は滅失した場合を除く。以下同じ。）に送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に交付するものとする。
- 6 教習所の教習生に係る仮免許証の再交付は、教習所の管理者の申請により試験場長が行うものとする。

（特定免許情報の記録等）

- 第15条の2** 免許課長は、法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請又は同条第11項に規定する免許証の交付の申請（以下「特定免許情報の記録等の申請」という。）を受理したときは、再交付申請書、特定免許情報記録申請書（規則別記様式第17の2）又は運転免許証交付申請書（規則別記様式第17の5）に記載されている内容を確認し、運転者管理システムに対し登録するとともに、免許証の交付の申請を受理したときは免許証を作成し、特定免許情報の記録の申請を受理したときは個人番号カードに特定免許情報を記録するものとする。この場合において、受領書に署名等を徴した上、免許証の交付又は特定免許情報の記録をするものとする。
- 2 署長は、特定免許情報の記録等の申請を受理したときは、再交付申請書、特定免許情報記録申請書又は運転免許証交付申請書に記載されている内容を確認するとともに事務処理票に登載し、免許証の交付の申請を受理したときは申請者に交付日を指定し、作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に運転免許証交付申請書の写しを添付して免許課長へ送付するものとし、特定免許情報の記録の申請を受理したときは運転者管理システムへの当該申請に係る登録を免許課長に依頼するとともに、手数料事務処理票に署名等を徴した上で、個人番号カードに特定免許情報を記録し、作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に特定免許情報記録申請書の写しを添付して免許課長へ送付するものとする。この場合において、署長は、当該申請に係る運転者管理システムに対する登録を免許課長に依頼するものとする。
  - 3 免許課長は、前項の規定により事務処理票その他関係書類の送付を受けたとき、及び運転者管理システムに対する登録の依頼を受けたときは、運転者管理システムに対し、申請者の免許に関する情報を登録し、送付（交付）用の事務処理票を当該申請を受理した署長に送付するものとする。この場合において、当該申請が免許証の交付の申請であるときは、第1項の規定に準じて免許証を作成の上、署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の規定により送付（交付）用の事務処理票の送付を受けたときは、免許証にあっては、同事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に交付し、特定免許情報の記録が完了していないときは手数料収入用の事務処理票に署名等を徴した上、個人番号カードに特定免許情報を記録するものとする。

（保有状況変更に係る免許証等の返納等）

**第 15 条の 3** 免許課長等は、法第 95 条の 2 第 4 項の規定による免許証の返納の届出又は同条第 10 項の規定による免許情報記録の抹消の届出（以下「保有状況変更に係る免許証等の返納等」という。）を受理したときは、運転免許証返納届（規則別記様式第 17 の 3）又は免許情報記録抹消届（規則別記様式第 17 の 4）に記載されている内容を確認し、申請（届出）簿に登載の上、当該免許証にあっては裁断の方法により廃棄し、免許情報記録個人番号カードにあっては免許情報記録の抹消をするものとする。この場合において、署長が保有状況変更に係る免許証等の返納等を受理したときは、当該運転免許証返納届又は免許情報記録抹消届を免許課長に送付するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により保有状況変更に係る免許証等の返納等を受理し、又は運転免許証返納届若しくは免許情報記録抹消届の送付を受けたときは、運転者管理システムに対し運転免許の保有状況に関する登録をするものとする。

（免許証等の紛失等に伴う保有状況の変更）

**第 15 条の 4** 免許課長は、細則第 25 条の 2 第 1 項の規定に免許証等の紛失等に伴う保有状況変更の申出又は同条第 2 項の規定による免許証等の発見に伴う保有状況変更の申出（以下「保有状況変更の申出」という。）を受理したときは、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）（細則様式 63 号の 2）に記載されている内容を免許証等により確認し、運転者管理システムに登録するとともに、申請（届出）簿に登載するものとする。

2 署長は、保有状況変更の申出を受理したときは、許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に記載されている内容を免許証等により確認して、申請（届出）簿に登載し、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）を免許課長へ送付するものとする。

3 免許課長は、前項の規定により免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）の送付を受けたときは、運転者管理システムに対し運転免許の保有状況に関する登録をするものとする。

（免許証等の更新）

**第 16 条** 免許課長等は、免許更新の申請を受理したときは、運転免許証等更新申請書（規則別記様式第 18。以下「更新申請書」という。）（法第 101 条第 4 項に規定する質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）及びこれに添付等された書類に記載されている内容を免許証等の記載事項又は記録事項と照合するとともに、適性検査を行い、当該更新申請書の適性検査の結果欄にその結果を記載するものとする。

2 免許課長等は、前項に規定する適性検査の結果、その者が自動車等を運転することに支障がないと認めるときは、事務処理票に登載するものとする。この場合において、署長にあっては作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に更新申請書の写しを添付して免許課長に送付するものとし、免許証の交付を希望する免許更新の申請を受理したときは免許証の交付予定日を指定するものとする。

- 3 免許課長等は、第1項に規定する適性検査の結果、申請者の免許に付されている条件を解除することが適当であると認めるときは、当該条件を解除するものとする。この場合において、署長は、第9条第3項前段の規定に準じて免許証等にその旨の記載又は記録を行うほか、前項後段の規定に準じて処理するものとする。
- 4 免許課長等は、第1項に規定する適性検査の結果、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することが必要であると認めるときは、条件を新たに付し、又は変更するものとする。この場合に、署長にあっては前2項の規定に準じて処理するものとする。
- 5 免許課長等は、第1項に規定する適性検査の結果、前項の規定により条件を新たに付し、又は変更しても、なお申請者が自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、免許更新を行わないものとする。ただし、免許の格下げ（その者が有する上位の免許に替え、規則第23条に規定する合格基準に適合する下位の免許のみを更新（付与）することを行う。以下同じ。）を行うことにより、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、申請者の申出により免許の格下げを行い当該免許の更新を行うものとする。この場合において、署長は免許の格下げに係る事項についての運転免許管理システムへの登録を免許課長に依頼するものとする。
- 6 免許課長は、免許更新の申請者に免許証等の交付等をするときは、受領書に当該申請者の署名等を徴するものとする。
- 7 免許課長は、第2項後段の規定により更新申請書の写しの送付を受けたときは、同申請書の写し及び運転者管理システムを確認し、免許証の交付を希望する免許更新の申請である場合は、免許証を作成し、送付（交付）用の事務処理票により当該免許証の更新の申請を受理した署長に送付するものとする。
- 8 署長は、免許更新の申請者に免許証等の交付等をするときは、免許証の交付にあっては送付（交付）用の事務処理票に、個人番号カードへの特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えにあっては手数料収入用の事務処理票に、それぞれ署名等を徴するものとする。
- 9 免許課長は、免許更新の申請時に運転者管理システムから再試験該当者の通報があった者については、試験場長に通報するものとする。
- 10 免許証又は免許情報記録の有効期間の満了日（法第95条の6第3項の規定による「みなす末日」を含む。）の執務時間外における免許更新の申請は、当該満了日に受理したものとしてその翌日の執務時間内に処理するものとする。

（免許証又は免許情報記録の特例更新）

**第17条** 免許証又は免許情報記録の更新期間前における免許更新の申請に伴う事務処理については、前条の規定を準用するものとする。この場合において、同条中「運転免許証等更新申請書（規則別記様式第18。以下「更新申請書」という。）」とあるのは「特例更新申請書（規則別記様式第18の2。以下「特例更新申請書」という。）」と、「更新申請書」とあるのは「特例更新申請書」と読み替えるものとする。

（更新の申請の特例）

**第17条の2** 免許課長は、法第101条の2の2第1項の規定により他の都道府県公安委員会（以下「他府県公安委員会」という。）の管轄区域に住所を有する優良運転者又は一般運転者（以下「経由地申請対象者」という。）から免許更新の申請を受理したときは、交通部長

が定める様式の運転免許証経由更新申請管理表（以下「経由申請管理表」という。）に登載するとともに、経由申請書（規則別記様式第18の3）、更新申請書及びこれに添付された書類等に記載されている内容を免許証等の記載事項及び記録事項と照合した上、適性検査を行うものとする。この場合において、当該適性検査の結果は経由申請書及び更新申請書に記載し、更新申請書及び添付された書類等をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

- 2 免許課長は、経由地申請対象者が、法第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「更新時講習」という。）の申請をするときは、別に定めるところにより、当該講習を受講させるとともに、受講結果を交通部長が定める様式の更新時講習受講済通知書によりその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。
- 3 免許課長は、法第101条の2の2第5項の規定により経由地公安委員会から更新申請に係る書類等の送付を受けたときは、送付された書類等を点検の上、経由申請管理表に記載するとともに、事務処理票に登載し、当該申請に係る免許証を作成した上で、送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に免許証の交付又は免許情報記録の書換えをするものとする。
- 4 免許課長は、第1項の規定による申請をする者が、本県での免許情報記録の書換えを行うときは、受領書に当該申請者の署名等を徴するものとする。

（認知機能検査等の結果の登録）

**第17条の3** 免許課長は、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）若しくは法第101条の7第1項の規定により行う臨時の認知機能検査を行ったとき、第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を終了したことを確認したとき、又は規則第29条の2の3第3号若しくは第29条の2の5第4号の規定により認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けたときは、運転者管理システムに当該検査等の結果について登録するものとする。

- 2 試験場長は、規則第26条の4第3号の規定による認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けたときは、免許課長に通報するとともに、当該診断書等を免許課長に送付するものとする。
- 3 署長は、規則第29条の2の3第3号の規定による認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けたときは、免許課長に通報するとともに、当該診断書等を免許課長に送付するものとする。
- 4 免許課長は、前2項の規定による通報及び診断書等の送付を受けたときは、第1項の規定に準じて処理するものとする。

（運転技能検査等の結果の登録）

**第17条の4** 免許課長は、法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）を行った場合において、運転技能検査の結果が規則第26条の6第1号に規定する基準に該当しないものであることを確認したとき、又は第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を終了したことを確認した場合は、運転者管理システムに当該検査等の結果について登録するものとする。

(受験(登録)票等の保管)

**第18条** 免許課長は、免許証の作成、個人番号カードへの特定免許情報の記録、第45条に規定する照会に対する回答等のため、必要な事項を運転者管理システムにより保管するものとする。

(登録の修正)

**第19条** 運転者管理システムに登録されている者の免許資料のうち、免許の有効期間、交付年月日、種類等の修正登録は、免許課長が行うものとする。

(免許証等の返納等)

**第20条** 免許課長等は、免許証の返納又は免許情報記録の抹消(以下「免許証等の返納等」という。)を受理したときは、運転免許証等返納(抹消)書(細則様式第63号)に記載されている内容を確認し、申請(届出)簿に登載の上、当該免許証にあっては裁断の方法により廃棄するものとする。この場合において、署長が免許証等の返納等を受理したときは、当該運転免許証等返納(抹消)書を免許課長に送付するものとする。

2 試験場長等は、仮免許証の返納を受理したときは、前項の規定に準じて処理するものとし、届出者の仮免許証を裁断の方法により廃棄するものとする。この場合において、署長が返納を受理したときは、当該運転免許証等返納書を試験場長に送付するものとする。

3 免許課長等又は試験場長は、無効免許証等(第6条第3項又は第5項の規定により免許試験又は再試験の合格を取り消され、当該免許試験又は再試験に係る免許が無効となった免許証等をいう。以下同じ。)を所持している者を発見したときは、直ちにその者から無効免許証等のうち、免許証にあっては返納させ、免許情報記録個人番号カードにあっては免許情報記録の抹消を受けさせるものとする。この場合において、署長は直ちに免許課長に通報した上、必要な措置をとるものとする。

### 第3章 免許の拒否等

(弁明の機会付与の通知等)

**第21条** 免許課長は、運転者管理システムに登録した者のうち、累積点数並びに法第90条第1項第5号に規定する重大違反唆し等(以下「重大違反唆し等」という。)及び同項第6号に規定する道路外致死傷(以下「道路外致死傷」という。)の通報(以下「点数通報等」という。)があったものについては、自ら処理するものを除き、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 免許の拒否又は保留の基準に該当し、かつ、拒否又は保留することができる者については、その者に交通部長が定める様式の弁明等の機会付与の通知書により、弁明及び有利な証拠の提出の機会が与えられる旨を通知するとともに、その者の住所地を管轄する署長に点数通報等の内容を通報すること。

(2) 免許の拒否又は保留の処分(以下「免許の拒否等処分」という。)の基準に該当した者で免許の拒否等処分ができないものについては、その者の住所地を管轄する署長に点数通報等の内容を通報すること。

(弁明調書の送付等)

**第22条** 署長は、前条に規定する通報を受けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 前条第1号の通報を受けた者については、交通部長が定める様式の運転免許拒否・保留等処分処理票を作成するとともに、その者が口頭による弁明をしたときは交通部長が定める様式の弁明調書を作成し、有利な証拠、弁明書等を提出したときはそれを受理し、当該運転免許拒否・保留等処分処理票に添付の上速やかに免許課長に送付すること。
- (2) 前条第2号の通報を受けた者については、交通部長が定める様式の運転免許拒否・保留等処分処理票に登載するとともに、免許証等の交付等をするときに当該通報の内容を記載した交通部長が定める様式の前歴通知書をその者に交付すること。  
(処分の決定等)

**第23条** 免許課長は、点数通報等の内容及び前条第1号の規定により送付を受けた弁明調書及び有利な証拠、弁明書等を参考にして事案を審査し、別に定めるところにより、公安委員会が自ら免許の拒否等処分を決定するものを除き、免許の保留処分を決定するものとする。

- 2 免許課長は、前項の規定により免許の拒否等処分が決定したものについては、運転免許拒否・保留処分通知書（規則別記様式第13の3）を作成し、自ら処理するものを除き、交通部長が定める様式の運転免許拒否・保留処分通知書の送付書により、その者の住所地を管轄する署長に送付するものとする。
- 3 免許課長は、事案の内容を審査した結果、免許の拒否等処分をしないこととなったものについては、前歴登録又は抹消登録を行うものとする。  
(処分の執行)

**第24条** 署長は、前条第2項の規定により運転免許拒否・保留処分通知書の送付を受けたときは、当該運転免許拒否・保留処分通知書によりその者に通知した上、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 運転免許拒否・保留等処分処理簿に登載すること。
- (2) 免許の拒否等処分を執行したときは、その者に交付する予定の免許証は、交通部長が定める様式の運転免許拒否・保留処分免許証送付書により免許課長に送付すること。
- (3) 法第90条第5項に規定する免許の効力の停止（以下「免許の事後停止」という。）の該当者として免許課長から通報のあったものについては、事後の措置について免許課長と協議すること。この場合において、協議の結果、免許の事後停止の処分を執行する場合は、第34条第3項第3号の規定に準じて執行するものとする。
- (4) 免許の保留又は免許の事後停止に該当するときは、法第108条の2第1項第3号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）について必要な事項を教示すること。  
(保留に係る免許証の処理等)

**第25条** 署長は、免許の保留の処分を受けた者が、免許の保留の期間を満了したときは、直ちにその旨を免許課長に通報するものとする。

- 2 免許課長は、免許の保留の処分を受けた者が停止処分者講習を受講したことにより当該免許の保留の処分の期間の短縮を決定したとき又は前項に規定する通報を受けたときは、試験場長に通報する。
- 3 試験場長は、自らその者の免許証等の交付等をする場合を除き、免許証にあっては交通部長が定める様式の保留免許証等送付（通知）書により署長に送付するものとする。また、その者の免許の保有形態が免許情報記録個人番号カードの場合は同送付書に登載して通知する

ものとする。この場合において、免許課長に通報し、運転者管理システムに対し、不適格事由追記登録又は免許の無条件追記登録の依頼を行うものとする。

- 4 免許課長は、第1項に規定する通報があったとき及び免許の事後停止を受けた者が停止処分者講習を受講したことにより当該免許の事後停止の期間の短縮を決定したときは、運転者管理システムに対し、不適格事由追記登録又は免許の無条件追記登録を行うものとする。
- 5 署長は、第3項の規定により保留免許証等送付（通知）書の送付を受けたときは、第13条第6項の規定に準じてその者に免許証等の交付等をするものとする。
- 6 署長は、免許の事後停止を受けた者（第3項の規定により免許の事後停止の期間を短縮された者を含む。）から免許の事後停止期間の満了を理由として免許証の返還又は特定免許情報の記録の請求を受けたときは、前項の規定に準じて処理するものとする。

#### 第4章 免許の取消し等

（免許を受けた者に対する報告徴収）

**第26条** 免許課長等は、法第101条の5又は第107条の3の2の規定により報告を受けたときは、当該報告の内容について必要な審査を行うものとする。この場合において、法第102条第4項の規定により行う臨時の適性検査、同項の規定による診断書の提出の命令又は法第107条の4第1項の規定により行う臨時の適性検査を行う必要があると認めるときは、第26条の3の規定に準じて処理するものとする。

（医師の届出）

**第26条の2** 免許課長等は、法第101条の6第1項の規定による医師からの届出（以下「医師の届出」という。）を受理したときは、交通部長が定める様式の医師の届出受理票により、その経過を明らかにするものとする。この場合において、署長は、当該医師の届出受理票を免許課長に送付するものとする。

- 2 免許課長は、医師の届出を自ら受理し、前項の規定による送付を受け、又は法第101条の6第4項の規定による通知を受けた場合において、法第103条第6項の規定により行う適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出すべき旨を命ずる必要があると認めるときは、第26条の3の規定に準じて処理するものとする。
- 3 免許課長等は、法第101条の6第2項の規定により医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、交通部長が定める様式の医師の確認受理票によりその経過を明らかにするとともに、交通部長が定める様式の回答書により回答するものとする。
- 4 免許課長は、医師の届出を自ら受理し、又は第1項の規定による送付を受けた場合において、医師の届出に係る免許保有者が他府県公安委員会の管轄区域に住所を有するときは、交通部長が定める様式の医師の届出移送通知書に医師の届出受理票の写しその他の関係書類を添付の上、当該他府県公安委員会に対して通知し、事案の処理を依頼するものとする。

（臨時適性検査等）

**第26条の3** 所属長は、法第102条第4項の規定により行う臨時の適性検査若しくは同項の規定による診断書の提出の命令又は同条第5項若しくは第107条の4第1項の規定により行う臨時の適性検査を行う必要があると認める者を認知したときは、安全運転相談管理システム（兵庫県警察情報管理システムによる対象業務の一つであって、安全運転相談に関する各種

データの管理及び運用をするシステムをいう。)に登録を行うことにより免許課長に通報するものとする。

- 2 免許課長は、運転者管理システムから法第 102 条第 1 項に規定する基準該当者に係る通報があった場合又は前項の規定による通報（法第 102 条第 4 項の規定により行う臨時の適性検査又は同項の規定による診断書の提出の命令を行う必要があると認める者に係るもの（以下「4 項対象者通報」という。）に限る。）を受けた場合において、当該基準該当者又は 4 項対象者通報に係る者が法第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定により行う臨時の適性検査又は同条第 1 項から第 4 項までの規定による診断書の提出の命令を行う必要がある者であると認めるときは、細則第 18 条第 1 項の規定により行う臨時の適性検査の実施の通知（以下「臨適通知」という。）又は法第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による診断書の提出（以下「診断書提出」という。）の命令（以下「診断書提出命令」という。）を行うものとする。
- 3 免許課長は、法第 102 条第 5 項又は法第 107 条の 4 第 1 項の規定により行う臨時の適性検査を行う必要がある者を認知したとき、又は第 1 項の規定による通報（4 項対象者通報を除く。）を受けた場合において、当該通報に係る者が法第 102 条第 5 項又は第 107 条の 4 第 1 項の規定により行う臨時の適性検査を行う必要がある者であると認めたときは、臨適通知を行うものとする。
- 4 免許課長は、法第 102 条第 1 項から第 5 項まで若しくは第 107 条の 4 第 1 項の規定により行う臨時の適性検査（以下「臨時適性検査」という。）又は診断書提出（以下「臨時適性検査等」という。）の対象者が他府県公安委員会の管轄区域内に住所を変更していたときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会に事後の手続きを引き継ぐものとする。
- 5 免許課長は、臨時適性検査の実施を検査依頼書（細則様式第 41 号）又は検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）（細則様式第 41 号の 2）により規則第 29 条の 3 第 2 項（規則第 37 条の 2 の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 29 条の 3 第 4 項に規定する医師に依頼するものとする。
- 6 免許課長は、法第 90 条第 8 項又は第 103 条第 6 項の規定により適性検査を受け、又は診断書を提出すべき旨の命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）を行う必要があると認める者については、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める様式を交付して、当該検査の受検又は診断書の提出を命ずるものとする。
  - (1) 現に医師の診察を受けていないと判断される場合 適性検査受検命令書（細則様式第 41 号の 2 の 3）
  - (2) 現に医師の診察を受けており、主治医がいる場合 診断書提出命令書（細則様式第 41 号の 2 の 4）（臨時適性検査等を実施した場合の処理）

**第 27 条** 免許課長は、免許を受けた者が臨時適性検査の結果、免許の取消し又は免許の効力の停止の基準に該当するときは、公安委員会又は警察本部長（以下「本部長」という。）の決定を受けてその者の免許を取り消し、免許の効力を停止し、又はその者の身体の状態に応じて条件を付し、若しくは条件を変更するものとする。

- 2 免許課長は、免許試験に合格した者が臨時適性検査の結果、免許の拒否又は保留の基準に該当するときは、その者の免許を拒否し、又は保留するものとする。この場合に、免許を拒否するときは、あらかじめ公安委員会の決定を受けるものとする。

(臨時適性検査等の登録)

**第27条の2** 免許課長は、臨適通知若しくは診断書提出命令を行ったとき、適性検査の受検等命令を行ったとき、臨適通知に基づく臨時適性検査を行ったとき、又は診断書提出命令若しくは適性検査の受検等命令に基づく診断書の提出を受けたときは、運転者管理システムに登録するものとする。

(臨時認知機能検査の不受検等)

**第27条の3** 免許課長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令第39条の2第2項の基準により、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止するものとする。この場合において、免許を取り消すときはあらかじめ公安委員会の決定を、90日以上免許の効力を停止するときはあらかじめ本部長の決定をそれぞれ受けるものとする。

- (1) 法第101条の7第2項の規定による臨時認知機能検査の通知を受けた者が同条第3項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないとき。
- (2) 法第101条の7第5項の規定による臨時高齢者講習の通知を受けた者が同条第6項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないとき。
- (3) 第26条の3第2項の規定により臨時適性検査の通知又は医師の診断書の提出命令を受けた者が当該通知に従わず検査を受けないとき、又は当該提出命令に従わないとき。

2 免許課長は、臨適通知を行った場合において、当該通知を受けた者が、臨時適性検査を受けないときは、その者の免許を保留し、又は免許の効力を停止するものとする。この場合において、90日以上免許の効力を停止するときは、あらかじめ本部長の決定を受けるものとする。

3 免許課長は、第26条の3第6項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、令第33条第2項又は令第38条第4項の基準により、その者の免許を拒否し、若しくは保留し、又は免許を取り消し、若しくは免許の効力を停止するものとする。この場合において、免許を拒否し又は取り消すときはあらかじめ公安委員会の決定を、90日以上免許の効力を停止するときはあらかじめ本部長の決定をそれぞれ受けるものとする。

4 免許課長は、前項に規定する免許の取消し又は停止の対象者が、他府県公安委員会の管轄区域内に住所を変更していたときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会に事後の手続きを引き継ぐものとする。

(違反等登録)

**第28条** 警察本部の交通取締りを担当する所属の長、警察本部の交通事故捜査を担当する所属の長（以下「事故捜査担当所属長」という。）及び署長（以下「署長等」という。）は、次の表の第1欄に掲げる事案の態様の区分に従い、同表第2欄に掲げる報告を要する事項について、それぞれ同表第3欄に掲げる違反等登録票（以下「違反等登録票」という。）、同表第4欄に掲げる違反報告書その他の行政処分の手続に関する調査書類（以下「行政処分書」という。）を作成して免許課長に送付するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
事案の態様	報告を要する事項	違反等登録票	違反報告書
次に掲げる違反行為があったもの（当該違反行為によって自動車等の交通による人の死傷又		交通部長が定める様式	1 犯罪事実現認報告書

<p>は物の損壊（以下「交通事故」という。）があったものを除く。）</p> <p>1 一般違反行為（令別表第2の1の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）</p> <p>2 特定違反行為（令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）</p>		<p>送致を必要と認められたもの又は告知したもの</p>	<p>の行政処分原票</p> <p>取締り原票（交通切符、反則切符及び交通切符（保管場所用）にあつては6枚目、点数切符にあつては3枚目）</p>	<p>2 捜査報告書</p> <p>3 実況見分調書</p> <p>4 現場見取図</p> <p>5 被疑者供述調書</p> <p>6 参考人供述調書</p> <p>7 酒酔い・酒気帯び鑑識カード</p> <p>8 医師の診断書</p> <p>9 その他違反行為の立証上必要な書類</p>	
<p>一般違反行為又は特定違反行為によって交通事故があったもの</p>	<p>人の死傷を伴うもの</p>				<p>交通部長が定める様式の人身事故用行政処分原票</p>
	<table border="1"> <tr> <td>物の損壊を伴うもの</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> </table>				
物の損壊を伴うもの	建物				
	その他				
<p>重大違反唆し等又は道路外致死傷があったもの</p>			<p>交通部長が定める様式の重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票</p>		

- 2 免許課長は、前項の規定により行政処分書の送付を受けたときは、その内容を審査し、登録の対象となるものについては運転者管理システムに対し登録を行うものとする。
- 3 署長等は、第1項の規定により送付した事案について、後日登録対象外の事案であることが判明したときは、免許課長に速報するとともに、交通部長が定める様式の抹消登録依頼書により免許課長に登録の抹消を依頼するものとする。
- 4 免許課長は、第2項の規定により登録を行った事案について、後日登録対象外の事案であることが判明したときは、交通部長が定める様式の不適格抹消登録票により運転者管理システムに不適格抹消登録を行うものとする。

（違反等仮登録）

**第28条の2** 署長等は、法第92条の2の規定による優良運転者の適正な運用を図るため、前条第1項に規定する行政処分書の送付対象事案のうち、別に指定する事案については、免許課長に電話により仮登録を上申するものとする。

- 2 免許課長は、前項の規定により仮登録の上申を受けたときは、速やかに運転者管理システムに違反等登録票により登録を行うものとする。
- 3 署長等は、前項の規定により仮登録を行った事案について、行政処分書の内容を審査し、登録内容を変更する必要を認めたときは、直ちに運転者管理システムに不適格抹消登録を行い、変更した内容について再登録するものとする。

（処分の上申）

**第 29 条** 署長等は、免許を受けた者が法第 103 条第 1 項第 8 号に該当すると認めるときは、速やかに免許の取消処分又は停止処分（以下「免許の取消し等処分」という。）を交通部長が定める様式の危険性帯有等行政処分上申書に行政処分書を添えて公安委員会又は本部長に上申（交通部運転免許課経由）をするものとする。

（審査の方法）

**第 30 条** 免許課長は、第 28 条第 2 項の規定により運転者管理システムに対し登録を行ったもののうち、免許の取消し等処分に係るもの又は前条の規定により免許の取消し等処分の上申があったものについては、行政処分書により速やかに免許に関する行政処分の決定について必要な審査を行うものとする。

2 免許課長は、第 28 条第 1 項の規定により行政処分書の送付を受け、その対象者が、国際運転免許証等（法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。）を所持する者であり、法第 107 条の 5 第 1 項第 2 号又は第 2 項各号に該当すると認めるときは、交通部長が定める様式の基本量定書（運転禁止）により速やかに免許に関する行政処分の決定について必要な審査を行うものとする。

（処分の決定）

**第 31 条** 前条第 1 項の規定により審査した結果、免許の取消し等処分に該当したときは、別に定めるところにより、公安委員会が自ら免許の取消し等処分を決定するものを除き、90 日以上の免許の停止処分にあつては本部長又は交通部長が、90 日未満の免許の停止処分にあつては免許課長が決定するものとする。

2 前条第 2 項の規定により審査した結果、法第 107 条の 5 に規定する自動車等の運転禁止等に該当したときは、交通部長が定める様式の自動車等の運転禁止処分決定書により公安委員会の決定を受けるものとする。

（不処分事案等の措置）

**第 32 条** 免許課長は、免許の停止処分を猶予し、又はしないこととなったものについては、運転者管理システムに処分猶予登録又は抹消登録を行うものとする。

2 免許課長は、免許の停止処分を猶予したときは、当該処分を猶予される者に対し、当該処分の基準に該当する旨、当該処分を猶予した理由等の説明をした上、交通部長が定める様式の処分猶予通知書を交付するとともに、交通部長が定める様式の請書（誓約書）を提出させるものとする。

3 免許課長は、請書（誓約書）を免許の停止処分を猶予された事案に係る行政処分書とともに保存するものとする。

（累積点数等の通知）

**第 33 条** 免許課長は、自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）第 31 条の規定により自動車安全運転センター兵庫県事務所長から照会があつたときは、累積点数、運転免許経歴等について通知するものとする。

（処分の執行）

**第 34 条** 免許課長は、免許の取消し等処分が決定したものについては、免許の取消し等処分が決定された者（以下「被処分者」という。）に運転免許取消・停止処分書（規則別記様式第 19 の 3 の 3。以下「取消し等処分書」という。）を交付して処分を執行した場合を除

き、速やかに交通部長が定める様式の行政処分書送付書により当該取消し等処分書を被処分者の住所地を管轄する署長に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により取消し等処分書の送付を受けたときは、交通部長が定める様式の行政処分執行管理表に登載するとともに、速やかに被処分者に当該取消し等処分書を交付して処分を執行するものとする。
- 3 免許課長等は、前2項の規定により取消し等処分書を交付したときは、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 署長は、交通部長が定める様式の運転免許取消・停止処分書交付簿に登載すること。
  - (2) 免許課長は、交通部長が定める様式の運転免許取消・停止処分書交付簿（運転免許課呼出用）に登載すること。
  - (3) 免許の取消処分を執行したときは、被処分者が免許証を有する者（以下「免許証保有者」という。）であるときは当該免許証を返納させ、免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許情報記録保有者」という。）であるときは当該免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消を受けさせること。
  - (4) 免許の停止処分を執行したときは、被処分者が免許証保有者であるときは当該免許証を提出させ、これを保管し、免許情報記録保有者であるときは当該免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消を受けさせること。この場合において、法第104条の2の3第1項前段の規定による免許の効力の停止（以下「暫定停止」という。）又は一定の病気等（法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。）、違反者講習未受講、臨時適性検査不受検等を理由として免許の停止処分を執行したときを除き、停止処分者講習について必要な事項を教示すること。
- 4 免許課長は、自ら免許証の返還をし、又は特定免許情報の記録を行う場合を除き、交通部長が定める様式の停止処分通知書により被処分者の住所地を管轄する署長に通知するものとする。この場合において、前項第4号の規定により保管した免許証についても送付するものとする。
- 5 免許課長等は、暫定停止を執行した場合において、法第104条の2の3第1項後段の規定により処分を解除するときは、被処分者に対し交通部長が定める様式の運転免許効力停止処分解除通知書により通知するものとする。

（処分の通報）

**第35条** 署長は、免許の拒否等処分及び免許の取消し等処分を執行するときは、事前に運転免許取消・停止処分書交付簿により免許課長に通報した後、処分を執行するものとする。

- 2 免許課長は、前項の規定による通報を受けたときは、交通部長が定める様式の行政処分執行通報受理簿に登載するものとする。

（処分の登録）

**第36条** 免許課長は、免許の拒否等処分を受けた者、免許の取消し等処分を受けた者、前条の規定により処分を執行した旨の通報があった者又は停止処分者講習を受講し、免許の保留若しくは停止の処分の期間を短縮した者については、交通部長が定める様式の登録票により運転者管理システムに対し登録を行うものとする。

（執行不能の場合の措置）

**第 37 条** 署長は、免許の取消しの日又は免許の停止処分の際の期間の始期の日には被処分者が出頭しなかったときは、その日から起算して 20 日以内に被処分者の所在を調査するなどして免許の取消し等処分の執行に努めるものとする。

2 署長は、前項の措置を採ってもなお被処分者が逃亡、所在不明等により免許の取消し等処分が執行できなかったときは、交通部長が定める様式の運転免許取消・停止処分執行不能通報書に被処分者に交付する予定の取消し等処分書を添付して免許課長に送付するものとする。

3 署長は、第 1 項に規定する措置をとった結果、被処分者が出張、旅行その他明らかな理由により第 1 項に規定する期間内に処分の執行ができないものであることが判明したときは、その旨を免許課長に通報した上、第 1 項に規定する期間の経過後においても免許の取消し等処分を執行するものとする。

(処分の移送等)

**第 38 条** 免許課長は、免許の取消し等処分の上申があった者又は点数通報があった者の住所が他府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、令第 38 条に規定する処分基準に該当する者については交通部長が定める様式の行政処分関係書類送付書に、違反者講習に該当する者については交通部長が定める様式の違反者講習関係書類送付書に行政処分書その他の関係書類を添付の上、速やかに当該他府県公安委員会に送付して事案の処理を依頼するものとする。

2 免許課長は、調査の結果免許の取消し等処分の上申があった者又は点数通報があった者が他府県公安委員会の管轄区域内に住所を変更していることが判明したときは、法第 103 条第 3 項に該当する者については速やかに処分移送通知書（規則別記様式第 19）に行政処分書その他の関係書類を添付の上、当該他府県公安委員会に送付し、事案の処理を依頼するものとする。

3 免許課長は、他府県公安委員会から前 2 項の規定により行政処分書及びその他の関係書類の送付があったときは、免許の取消し等に該当する者については第 30 条から前条までの規定に準じて、違反者講習に該当する者については、講習等実施規程（平成 2 年兵庫県警察本部訓令第 23 号）等関係規程に基づき処理するものとする。

(処分の決定通知及び執行依頼等)

**第 38 条の 2** 免許課長及び試験場長は、公安委員会が決定した免許の取消し等処分のうち、その処分に係る者の住所地が他府県公安委員会の管轄区域内にあることが判明したときは、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に、交通部長が定める様式の処分決定通知書を送付し、処分の決定の通知を行うこと。

(2) 他府県公安委員会に処分の執行を依頼するときは、運転者管理システムにより処分手配登録を行った後、交通部長が定める様式の処分執行依頼書に処分書及び登録票を添付の上、速やかに当該他府県公安委員会に送付すること。この場合において、前号の通知と併せて依頼するときは、交通部長が定める様式の処分決定通知書・処分執行依頼書に処分書及び登録票を添付の上、当該他府県公安委員会に送付すること。

(3) 第 1 号の規定により処分の決定の通知を行った者について、当該通知をした公安委員会以外の公安委員会が処分を執行したときは、当該通知をした公安委員会に対し、交通部長が定める様式の処分執行通知書を送付して処分の執行の通知を行うこと。

2 免許課長は、他府県公安委員会から処分執行依頼書等により処分書等を受理したときは、第34条から第37条までの規定（若年運転者講習を受講しなかった者又は令第39条の2の2の基準に該当する者に係るものについては、第41条の2の2の規定）に準じて処理するものとする。この場合において、処分を執行したときは、交通部長が定める様式の執行依頼処分通知書を当該他府県公安委員会に送付して通知するとともに、処分に係る免許証がある場合（停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなどにより、本県において被処分者に返還するときを除く。）は、これを送付するものとする。

3 試験場長は、他府県公安委員会から再試験に不合格となった者又は再試験を受験しなかった者に係る処分執行依頼書等により処分書等を受理したときは、第41条の2の規定に準じて処理するものとする。この場合において、処分を執行したときは執行依頼処分通知書を当該他府県公安委員会に送付して通知するとともに、処分に係る免許証がある場合は、これを送付するものとする。

（仮停止）

**第39条** 事故捜査担当所属長及び署長（以下「事故捜査担当所属長等」という。）は、法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止（以下「仮停止」という。）をしようとするときは、直ちに交通部長が定める様式の仮停止等事案発生即報書により免許課長に事案の概要及び仮停止の処分を必要とする理由を通報し、所要の指示を受けた後、仮停止を行うものとする。

2 2 事故捜査担当所属長等は、その者に仮停止・禁止処分通知書（規則別記様式第19の2）を交付するとともに、次に掲げる措置を採るものとする。

(1) 交通部長が定める様式の仮停止・禁止処分通知書交付簿に登載すること。

(2) 被処分者が免許証保有者のときは、当該免許証の提出を受け、その保管場所を教示すること。

(3) 被処分者が免許情報記録保有者のときは、当該免許情報記録個人番号カードの提示を受け、免許情報記録の抹消をすること。

(4) 口頭による弁明をしたときは、弁明調書を作成すること。

(5) 交通部長が定める様式の意見の聴取通知書を2部作成し、1部はその者に交付し、他の1部は署名等を徴し、免許課長に送付すること。

3 事故捜査担当所属長等は、仮停止をした事案については、第28条第1項の規定にかかわらず、当該事案が発生した日から起算して5日以内に人身事故用行政処分原票により、当該事案に係る関係書類のほか仮停止・禁止通知書（規則別記様式第19の3）、意見の聴取通知書（副本）並びに提出を受けた免許証及び弁明調書を免許課長に送付するものとする。ただし、その者の住所が他府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、第38条第1項の規定にかかわらず、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

4 前項本文の場合における違反等登録は、免許課長が行うものとする。

5 第30条から前条までの規定は、仮停止に係る事案に準用する。

（準仮停止）

**第40条** 署長等は、一般違反行為、特定違反行為又は交通事故を起こした者のうち、累積点数が免許の取消処分に該当する者で、仮停止の対象とはならないものについて、早期に意見の

聴取手続を行い、迅速な行政処分（以下「準仮停止」という。）を行うときは、前条第1項の規定に準じて処理するものとする。

- 2 署長等は、準仮停止の手続を行ったときは意見の聴取通知書を2部作成し、1部はその者に交付し、他の1部は署名等を徴した上、速やかに関係書類とともに免許課長に送付するものとする。

（仮免許の取消し）

**第41条** 署長等は、仮免許を受けた者が、仮免許の取消基準に該当することとなったときは、速やかに交通部長が定める様式の仮運転免許取消事案発生通報書により免許課長に通報するものとする。

- 2 免許課長は、前項の規定により通報を受けた場合は、別に定める基準により審査し、その者の仮免許の取消しを決定したときは、当該事案を担当する署長等にその旨を通報するものとする。

- 3 署長等は、免許課長から仮免許の取消しの決定の通報を受けたときは、その者に仮運転免許取消し処分通知書（規則別記様式第19の4）を交付するとともに、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 交通部長が定める様式の仮運転免許取消処分通知書交付簿に登載すること。
- (2) 弁明調書を作成すること。
- (3) 仮免許証を返納させること。

- 4 署長等は、前項に規定する措置を採ったときは、返納された仮免許証に弁明調書を添付して、速やかに免許課長に送付するものとする。

（再試験に係る免許の取消し）

**第41条の2** 試験場長は、再試験に不合格となった者又は再試験を受験しなかった者として意見の聴取による免許の取消処分を決定した者については、速やかにその者に運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4。以下「取消処分書」という。）を交付して取消処分を執行するとともに、運転者管理システムへの初心運転者取消登録を行うものとする。この場合において、免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けているときは、免許証にあっては当該他の種類の免許に係る免許証を作成し、その者が現に受けている免許証と引換えに送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上その者に交付し、免許情報記録個人番号カードにあっては受領書に署名等を徴した上免許情報記録の書換えをするものとする。

- 2 試験場長は、再試験に不合格となった後逃走等の理由により即時に運転免許取消処分を執行できなかった者又は再試験不受験による意見の聴取の通知到達後30日経過後においても意見の聴取に出頭しなかった者については、速やかに運転者管理システムへの初心運転者取消手配登録を行うものとする。

- 3 試験場長は、取消処分書を交付して処分した場合を除き、速やかに交通部長が定める様式の運転免許取消処分書の送付書により、当該取消処分書を被処分者の住所地を管轄する署長に送付するものとする。

- 4 署長は、前項の規定により取消処分書の送付を受けたときは、第34条第2項の規定に準じて処理するものとする。

- 5 試験場長等は、第1項又は前項の規定により取消処分書を交付して取消処分を執行したときは、第34条第3項第1号及び第3号の規定に準じて処理するものとする。

- 6 署長は、免許の取消処分書を交付して取消し処分を執行したときは、処分を執行した日に試験場長に通報するものとする。
- 7 試験場長は、前項の規定による通報を受けたときは、行政処分執行通報受理簿に登載するものとする。
- 8 署長は、免許の取消しの日に被処分者が出頭しなかったときは、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 免許の取消しの日から起算して 20 日以内に被処分者の所在を調査するなどして免許の取消処分の執行に努めるものとする。
  - (2) 前号の措置をとってもなお被処分者が逃亡、所在不明等により免許の取消処分が執行できなかったときは、運転免許取消・停止処分執行不能通報書に被処分者に交付する予定の取消処分書を添付して試験場長に送付するものとする。
  - (3) 第 1 号に規定する措置をとった結果、被処分者が出張、旅行その他明らかな理由により第 1 号に規定する期間内に処分の執行ができないものであることが判明したときは、その旨を試験場長に通報した上、第 1 号に規定する期間の経過後においても免許の取消処分を執行するものとする。

(若年運転者期間に係る免許の取消し)

- 第 41 条の 2 の 2** 免許課長は、若年運転者講習を受講しなかった者又は令第 39 条の 2 の 2 の基準に該当する者として意見の聴取による免許の取消処分を決定した者については、速やかにその者に運転免許取消処分書（規則別記様式第 19 の 3 の 4 の 2。以下「若年運転者取消処分書」という。）を交付して取消処分を執行するとともに、運転者管理システムへの若年運転者取消登録を行うものとする。この場合において、免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けているときは、免許証にあっては当該他の種類の免許に係る免許証を作成し、その者が現に受けている免許証と引換えに送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上その者に交付し、免許情報記録個人番号カードにあっては同事務処理票に署名等を徴した上免許情報記録の書換えをするものとする。
- 2 免許課長は、取消処分を決定した者のうち、意見の聴取の通知到達後 30 日経過後においても意見の聴取に出頭しなかった者については、速やかに運転者管理システムへの若年運転者取消手配登録を行うものとする。
  - 3 免許課長は、若年運転者取消処分書を交付して処分した場合を除き、速やかに交通部長が定める様式の特例取得免許取消処分書の送付書により、当該若年運転者取消処分書を被処分者の住所地を管轄する署長に送付するものとする。
  - 4 署長は、前項の規定により若年運転者取消処分書の送付を受けたときは、第 34 条第 2 項の規定に準じて処理するものとする。
  - 5 免許課長等は、第 1 項又は前項の規定により若年運転者取消処分書を交付して取消処分を執行したときは、第 34 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの規定に準じて処理するものとする。
  - 6 署長は、若年運転者取消処分書を交付して取消処分を執行したときは、処分を執行した日に免許課長に通報するものとする。
  - 7 免許課長は、前項の規定による通報を受けたときは、行政処分執行通報受理簿に登載するものとする。

8 署長は、免許の取消しの日に被処分者が出頭しなかったときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 免許の取消しの日から起算して 20 日以内に被処分者の所在を調査するなどして免許の取消処分の執行に努めるものとする。
- (2) 前号の措置をとってもなお被処分者が逃亡、所在不明等により免許の取消処分が執行できなかったときは、運転免許取消・停止処分執行不能通報書に被処分者に交付する予定の若年運転者取消処分書を添付して免許課長に送付するものとする。
- (3) 第 1 号に規定する措置をとった結果、被処分者が出張、旅行その他明らかな理由により第 1 号に規定する期間内に処分の執行ができないものであることが判明したときは、その旨を免許課長に通報した上、第 1 号に規定する期間の経過後においても免許の取消処分を執行するものとする。

(申請による免許の取消し)

**第 41 条の 3** 免許課長は、免許の取消しの申請を受理したときは、運転免許取消申請書（規則別記様式第 19 の 3 の 7。以下「取消申請書」という。）に記載されている内容を当該申請に係る免許証等（当該免許証等を亡失し、又は滅失した場合は、添付書類）により確認し、行政処分に関する事実について運転者管理システムに照会を行った上、交通部長が定める様式の申請取消受理・取消通知書交付簿（以下「申請取消簿」という。）に登載し、取消申請書により運転者管理システムに登録されている当該申請に係る免許資料の取消登録又は修正登録を行うとともに、申請による運転免許の取消通知書（規則別記様式第 19 の 3 の 8。以下「申請取消通知書」という。）を申請者に交付するものとする。この場合において、免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けているとき、又は他の種類の免許を受けたい旨の申出があるときは、事務処理票に登載するとともに、免許証にあっては当該他の種類の免許に係る免許証を作成し、その者が現に受けている免許証と引換えに送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上その者に交付し、免許情報記録個人番号カードにあっては受領書に署名等を徴した上免許情報記録の書換えをするものとする。

- 2 署長は、免許の取消しの申請を受理したときは、取消申請書を確認し、免許課長に通報するとともに、申請取消簿に登載した上、申請取消通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けているとき、又は他の種類の免許を受けたい旨の申出があるときは、免許証にあっては申請者に交付予定日を指定するとともに、作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票に取消申請書の写し及び申請用写真を添付して免許課長に送付（申請用写真については細則別表第 4 に掲げる署長は撮影装置により送信）し、免許情報記録個人番号カードにあっては送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上免許情報記録の書換えをするものとする。
- 3 免許課長は、前項の規定により署長からの通報を受けたときは、運転者管理システムに登録されている当該申請に係る免許資料の取消登録又は修正登録を行うものとする。
- 4 免許課長は、第 2 項の規定により取消申請書の写しその他関係書類の送付を受けたときは、第 1 項の規定により免許証を作成し、送付（交付）用の事務処理票により当該免許の取消しの申請を受理した署長に送付するものとする。
- 5 署長は、前項の規定により免許証の送付を受けたときは、申請者が現に受けている免許証と引換えに送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に免許証を交付す

るものとする。この場合において、当該申請者の免許情報記録の書換えが完了していないときは、送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、免許情報記録の書換えをするものとする。

（準用規定）

**第41条の4** 法第90条第5項に規定する免許の事後取消し若しくは事後停止又は同条第6項に規定する免許の事後取消しについては、第21条から第24条まで及び第37条の規定を準用する。

第4章の2 運転経歴証明書等

（運転経歴証明書等の交付等）

**第42条** 免許課長は、運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報（法第105条の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録（以下「経歴証明書等の交付等」という。）の申請を受理したときは、運転経歴証明書交付等申請（届出）書（細則様式第41号の3。以下「運転経歴申請（届出）書」という。）に記載されている内容を住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類により確認し、運転者管理システムにより照会を行った上、交通部長が定める様式の運転経歴証明書申請（届出）受理簿（以下「経歴証明受理簿」という。）及び交通部長が定める様式の運転経歴証明書手数料事務処理票（以下「経歴証明事務処理票」という。）に登載するとともに、申請者が運転経歴証明書（規則別記様式第19の3の9）の交付を希望するときは運転経歴証明書を作成し、経歴証明事務処理票に署名等を徴した上その者に交付し、運転経歴情報の記録を希望するときは受領書に署名等を徴した上個人番号カードに運転経歴情報を記録するものとする。

2 署長は、経歴証明書等の交付等の申請を受理したときは、運転経歴申請（届出）書の記載内容を確認し、当該申請者が運転経歴証明書の交付を受けることができる者かを免許課長に照会するとともに、申請者が運転経歴証明書の交付を希望するときは経歴証明受理簿に登載した上申請者に交付予定日を指定し、作成依頼用及び送付（交付）用の経歴証明事務処理票に運転経歴申請（届出）書の写し及び申請用写真を添付して免許課長に送付（申請用写真については細則別表第4に掲げる署長は撮影装置により送信）するものとし、申請者が運転経歴情報の記録を希望するときは運転者管理システムへの当該申請に係る登録を免許課長に依頼するとともに、当該申請者から経歴証明事務処理票に署名等を徴した上で個人番号カードに運転経歴情報を記録するものとする。この場合において、作成依頼用及び送付（交付）用の経歴証明事務処理票に運転経歴申請（届出）書の写しを添付し、免許課長に送付するものとする。

3 免許課長は、前項の規定により経歴証明事務処理票その他関係書類の送付を受けたときは、第1項の規定により運転経歴証明書を作成の上、送付（交付）用の経歴証明事務処理票により、当該申請を受理した署長に送付するものとし、登録の依頼を受けたときは、運転者管理システムに対し運転経歴情報の登録をするものとする。

4 署長は、前項の規定により送付（交付）用の経歴証明事務処理票の送付を受けたときは、運転経歴証明書にあっては同事務処理票に署名等を徴した上当該申請者に交付し、運転経歴情報の記録が完了していないときは手数料収入用の経歴証明事務処理票に署名等を徴した上、個人番号カードに運転経歴情報を記録するものとする。

（記載事項の変更又は記録事項の変更）

**第 42 条の 2** 免許課長等は、運転経歴証明書の記載事項又は運転経歴情報の記録事項の変更の届出を受理したときは、運転経歴申請（届出）書に記載されている内容を住民票の写しその他の添付書類により確認し、経歴証明受理簿に登載（免許課長が申請を受理し、かつ、運転者管理システムに登録するものを除く。）をするとともに、運転経歴申請（届出）書により届出者の運転経歴証明書又は運転経歴情報の変更に係る事項の記載又は記録を行うものとする。この場合において、署長が届出を受理したときは、当該運転経歴申請（届出）書の写しを免許課長に送付するものとする。

（運転経歴証明書の再交付）

**第 42 条の 3** 免許課長は、運転経歴証明書の再交付の申請を受理したときは、運転経歴申請（届出）書に記載されている内容を当該申請に係る運転経歴証明書（当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合は、添付書類）により確認し、経歴証明受理簿に登載するとともに、免許資料及び運転経歴申請（届出）書により運転経歴証明書を作成し、経歴証明事務処理票に登載し、署名等を徴した上、当該申請者に交付するものとする。

2 署長は、運転経歴証明書の再交付の申請を受理したときは、運転経歴申請（届出）書の記載内容を確認し、免許課長に照会するとともに、経歴証明受理簿に登載をした上、申請者に交付予定日を指定するものとする。この場合において、作成依頼用及び送付（交付）用の経歴証明事務処理票に当該運転経歴申請（届出）書の写し及び申請用写真を添付（申請用写真については細則別表第 4 に掲げる署長は撮影装置により送信）し、免許課長に送付するものとする。

3 免許課長は、前項の規定により運転経歴申請（届出）書の写しその他関係書類の送付を受けたときは、第 1 項の規定により運転経歴証明書を作成し、送付（交付）用の経歴証明事務処理票により、当該申請を受理した署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の規定により運転経歴証明書の送付を受けたときは、申請者が現に有する運転経歴証明書と引換え（亡失し、又は滅失している場合を除く。）に送付（交付）用の経歴証明事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に交付するものとする。

（運転経歴証明書等の返納等）

**第 42 条の 4** 免許課長等は、運転経歴証明書の返納又は運転経歴情報の抹消を受理したときは、運転免許証等返納（抹消）書に記載されている内容を確認した上受理し、経歴証明受理簿に登載の上、当該運転経歴証明書にあっては裁断の方法により廃棄するものとする。この場合において、署長が受理したときは、当該運転免許証等返納（抹消）書を免許課長に送付するものとする。

#### 第 5 章 処分の期間の短縮

**第 43 条** 免許課長等は、停止処分者講習を受講した者から行政処分期間短縮通知書（講習等実施規程（平成 2 年兵庫県警察本部訓令第 23 号）様式第 8 号）の提出があった場合において、行政処分期間短縮通知書に記載された内容から処分期間が満了していることを確認したときは、処分時に免許証を提出していた被処分者に対しては当該免許証（免許更新している場合は更新された免許証）をその者に返還し、処分時に免許情報記録個人番号カードから免許情報記録を抹消していた被処分者に対してはその者の申出に応じて個人番号カードに特定免許情報を記録するものとする。

#### 第 6 章 聴聞及び意見の聴取

**第 44 条** 聴聞及び意見の聴取に関し必要な事項は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号）に定めるもののほか、別に定める。

第 7 章 照会等

（照会）

**第 45 条** 所属長は、交通関係事件の捜査その他の理由により、免許に関する事実又は交通法令違反、交通事故若しくは行政処分に関する事実について運転者管理システムに照会を行う必要があるときは、免許課長に照会を行うことができる。

2 免許課長は、前項の規定により照会を受けた場合において、必要があると認めるときは、運転者管理システムに登録された免許資料により回答するものとする。

3 所属長は、総務部情報管理課長（照会センター）に照会した結果、被照会者が次条第 1 項に規定する処分手配又は同条第 2 項に規定する各手配の被手配者等に該当するときは、次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 処分手配の被処分手配者に該当するときは、別に定めるところにより、法第 104 条の 3 第 2 項の規定による出頭命令の措置を執ること。

(2) 前号に規定する以外の者に該当するときは、速やかに当該事案を所轄する所属長に通報すること。

（手配登録等）

**第 46 条** 免許課長は、運転免許取消・停止処分執行不能通報書の送付を受けたときは、運転者管理システムに対し処分手配の登録を行うものとする。

2 所属長は、次の表の左欄に掲げる者について、その所在を知るため運転者管理システムに対し手配登録を行う必要があると認めるときは、同表中欄に掲げる手配の区分に従い、同表右欄に掲げる様式により免許課長に要請するものとする。

手配登録を要する者等	手配の区分	様式
盗難等による被害届を受理した盗品等に係る運転免許証	盗品等免許証手配	交通部長が定める様式の盗品等免許証手配（解除）連絡書
免許資料のある者のうち、前記以外の理由でその者の所在を知るため必要と認められるもの	その他手配	交通部長が定める様式のその他手配（解除）連絡書

3 免許課長は、前項の規定により要請を受けた場合に、必要があると認めるときは、運転者管理システムに対し手配登録を行うものとする。

4 免許課長は、前項の規定により手配登録された者又は免許証について、運転者管理システムから該当ある旨の回答があったときは、その結果を手配登録の要請をした所属長又は事案を所管する所属長に通報するものとする。

5 所属長は、法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号まで若しくは法第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者を認知したとき、又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）若しくは覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252

号)の違反被疑者として検挙したときは、速やかにその者の氏名、生年月日その他必要な事項を免許課長に通報するものとする。

6 免許課長は、前項の規定により通報を受けたとき又は自ら前項に掲げる者を発見したときは、運転者管理システムに対し取消等該当関連情報登録を行うものとする。

(手配登録等の解除)

**第47条** 手配登録の要請をした所属長は、前条第4項の規定により通報を受けて所要の処理を行ったとき又はその他の理由により手配の必要がなくなったときは、速やかに免許課長に手配解除の通報を行うものとする。

2 免許課長は、前項の規定により通報を受けたときは、運転者管理システムに対し手配解除の登録を行うものとする。

3 免許課長は、前条第6項の規定により取消等該当関連情報登録をした者が病気の回復その他の理由により、取消等該当関連情報登録を解除する必要があるときは、不適格抹消登録票により運転者管理システムに対し抹消登録を行うものとする。

(登録票の記載要領等)

**第48条** 運転者管理システムに登録するため作成する各種登録票の記載要領等は、別に定める。

## 第8章 国際運転免許証及び国外運転免許証

### 第1節 国際運転免許証

**第49条** 国際運転免許証に関する報告徴収については第26条の規定を、医師の届出については第26条の2の規定を、臨時適性検査については第26条の3及び第27条の規定を、運転禁止の処分については第30条から第38条までの規定をそれぞれ準用する。

### 第2節 国外運転免許証

(国外運転免許証の交付の申請の受理)

**第50条** 免許課長は、国外運転免許証(以下「国外免許証」という。)の交付の申請を受理したときは、国外運転免許証交付申請書(規則別記様式第22の8)及びその者が外国に渡航するものであることを証する書面(以下「旅券等」という。)並びにこれらに添付等された書類及び写真が規則に適合しているかどうかを審査し、運転者管理システムにより照会を行い、当該国外免許証の交付を受けようとする者が交付を受ける資格を有する者であることを確認した上、交通部長が定める様式の国外運転免許証交付簿に登載するものとする。

(国外免許証の作成)

**第51条** 免許課長は、前条の規定による審査の結果、国外免許証の交付に支障がないと認めるときは、国外免許証交付申請書、旅券等、その者が現に受けている免許証及び提出を受けた写真により国外免許証を作成するものとする。

(取消し等処分の執行)

**第52条** 免許課長等は、国外免許証の交付を受けた者が当該国外免許証に係る免許の取消し等処分の執行を受けたときは、当該国外免許証を提出させ、当該処分の期間保管するとともに運転免許取消し・停止処分通知書交付簿にその旨を記載するものとする。

2 前項の規定により保管した国外免許証は、その者が免許の停止処分の期間を終了したとき又は停止処分者講習を受け、当該処分の期間の短縮の決定があり、かつ、免許証を返還すべきものであるときは、その者の申請により返還するものとする。

- 3 免許課長等が国外免許証の返納を受理する手続については、第 20 条の規定を準用する。ただし、他府県公安委員会の交付に係るものについては、運転免許証等返納（抹消）書により当該他府県公安委員会に通知するものとする。

## 第 9 章 講習

（講習）

**第 53 条** 認知機能検査、運転技能検査、法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号まで及び第 10 号から第 14 号までに規定する講習、令第 37 条の 6 第 2 号及び令第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する講習並びに運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する講習に関し必要な事項は、講習等実施規程に定めるもののほか、別に定める。

## 第 10 章 運転適性検査及び安全運転相談

（運転適性検査）

**第 54 条** 規則第 38 条第 3 項第 2 号の規定及びその他希望者からの要請による運転適性検査に関し必要な事項は、別に定める。

（安全運転相談）

**第 55 条** 所属長は、免許の拒否又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号まで又は第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 若しくは第 3 号に規定する病気等をいう。）に係る安全運転相談を受理したときは、安全運転相談管理システムに登録するものとする。

2 免許課長は、前項に規定する安全運転相談の結果、法第 102 条第 4 項若しくは第 107 条の 4 第 1 項の規定により行う臨時の適性検査又は法第 102 条第 4 項の規定による診断書の提出の命令を行う必要があると認めるときは、第 26 条の 3 の規定に準じて処理するものとする。

3 免許の拒否又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある身体の障害（法第 103 条第 1 項第 2 号に規定する身体の障害をいう。）に係る安全運転相談について必要な事項は、試験場長が別に定める。

## 第 11 章 雑則

（更新連絡書等の発送停止）

**第 56 条** 交通部高速道路交通警察隊長及び署長は、事件事故等による死体を取り扱った場合又は警察において死亡確認を行っていない者について遺族等から死亡した旨の通報を受けた場合は、第 45 条に規定する照会を行い、その者が免許を受けていることが判明したときは、交通部長が定める様式の死亡者通報連絡票処理簿に登載の上、速やかに交通部長が定める様式の死亡者通報連絡票により免許課長に通報するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により通報を受けたときは、その内容を確認の上、運転者管理システムに抹消登録を行うとともに、当該死亡者に対する更新連絡書（法第 101 条第 3 項に規定する書面をいう。）その他免許に係る書面の発送を停止するものとする。

（申請等を受理しようとする場合の留意事項）

**第 57 条** 試験場長、免許課長及び署長は、この規程に係る申請等があった場合において、当該申請等を受理することにより当該申請等をした者（以下「申請者」という。）に不利益があるその他受理を行うことに関する疑義が生じたときは、申請者に不利益があることその他必要な事項を説明するものとする。

2 前項の規定による説明をしてもなお申請者が当該申請等をしようとするときは、申請者の意向に沿った対応を行わなければならない。

(申請等の拒否の通知等)

**第 58 条** 試験場長、免許課長及び署長は、この規程に係る申請等について審査した結果、求められた申請等の内容を拒否する処分を書面により申請者に通知するときは、交通部長が定める様式の運転免許申請に対する通知書により行うものとする。この場合において、署長が拒否する処分を書面により通知する場合の運転免許申請に対する通知書の作成は、免許課長又は試験場長が行うものとする。

**附 則**

この訓令は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 2 年 9 月 25 日本部訓令第 27 号)

この訓令は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 4 年 10 月 21 日本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 5 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 8 年 8 月 28 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 10 年 8 月 17 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 11 年 10 月 21 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 13 年 3 月 8 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 14 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 14 年 3 月 22 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 14 年 3 月 28 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 14 年 7 月 5 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 14 年 7 月 5 日から施行し、改正後の運転免許事務取扱規程の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 16 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 16 年 12 月 22 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

**附 則** (平成 17 年 3 月 18 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 12 月 27 日本部訓令第 37 号)

この訓令は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 6 月 1 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 6 月 19 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 5 月 29 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 3 月 30 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 7 月 6 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 8 月 29 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 26 年 5 月 20 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 13 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 19 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 9 月 30 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。〔以下略〕

**附 則** (平成 27 年 12 月 11 日本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 29 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 2 月 21 日本部訓令第 4 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

**附 則** (令和元年 11 月 26 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 17 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。〔以下略〕

**附 則** (令和 4 年 5 月 13 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

**附 則** (令和 6 年 12 月 6 日本部訓令第 31 号)

この訓令は、令和 6 年 12 月 12 日から施行する。